第五条第四項中「一万五千百円」を「七千五百五十円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）とする。」と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）とする。」と、同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千百五十円」に改める。

第六条第一項中「この条及び第二十三条第三項第四号において」を削り、同条第二項中「一万五千百円」を「七千五百五十円」に改める。

第九条第二項中「ついては」の下に「、同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合にあっては、一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）とする。」と」を加え、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千百五十円」に改める。

第十条第二項中「ついては」の下に「、同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）とする。」と」を加え、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千百五十円」に改める。

第十一条第一項中「この条及び第二十三条第三項第七号において」を削り、同条第二項中「一万五千百円」を「七千五百五十円」に改める。

第十二条第一項中「この条及び第二十三条第三項第八号において」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合にあっては、一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）とする。」と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）とする。」と、同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に改める。

第十三条第一項中「この条、次条及び第二十三条第三項第九号において」を削り、同条第四項中「一万五千百円」を「七千五百五十円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合にあっては「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合にあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合にあっては、一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）とする。」と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）とする。」と、同項第六号」に、「一万八千三百円」を「九千百五十円」に改める。

第十四条各号列記以外の部分中「小学校第一学年」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第一学年」に改め、「この条において」を削り、同条第一号イ中「この条において」を削り、「八及び次号において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例）

第十四条の二　特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であって、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この項及び附則第十七条の二において同じ。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）に関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）であるときは、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　次のイ又はロに掲げる支給認定子ども　当該特定教育・保育等に関して第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ　支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ　支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二　次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　零

イ　支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ　支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ハ　負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

2　前項に規定する「負担額算定基準額」とは、次の各号に掲げる特定教育・保育等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　教育認定子どもが受けた特定教育・保育　第四条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

二　満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育　第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

三　特別利用保育　第六条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

四　特別利用教育　第七条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

五　特定地域型保育　第九条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

六　特別利用地域型保育　第十一条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

七　特定利用地域型保育　第十二条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

八　教育認定子どもが受けた特例保育　第十三条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

九　満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特例保育　第十三条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

3　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する第一項の規定の適用については、同項中「七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）」とあるのは「七万七千百一円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

第二十三条第三項第一号から第八号までの規定中「又は第十四条」を「、第十四条又は第十四条の二」に改め、同項第九号中「又は第十四条」を「から第十四条の二まで」に改める。

第二十七条中「千分の一・五」を「千分の二・〇」に改める。